

事件番号：令和 7 年（ワ）第 11325 号、令和 7 年（ワ）第 14760

本訴原告（反訴被告） 福永活也

本诉被告（反訴原告） 郷原信郎

令和 7 年 6 月 29 日

東京地方裁判所民事第 14 部ろ D 係 御中

(FAX: 03 - 3581 - 5446)

本訴原告（反訴被告） 福永活



準備書面 2

頭書の事件について、本訴原告（反訴被告）の令和 7 年 6 月 2 日付け答弁書及び反訴状に対する、答弁及び反論等は以下の通りです。

第1 本訴原告（反訴被告）の令和 7 年 6 月 25 日付け準備書面（1） に対する反論について

1 「第 2.1」について

「第 2.1(1)」について、「捏造」の意味次第であるが、本诉被告（反訴原告）が、本訴原告（反訴被告）が発言したとは評価のできない内容の発言をしたという虚偽事実を摘示したという意味では、その通りである。

「第 2.1(2)」について、「捏造」の意味次第であるが、「本訴原告（反訴被告）が実際には一切発言していない」とは、本诉被告（反訴

原告)が事実摘示した内容は、本訴原告(反訴被告)が発言したとは評価のできない虚偽の内容であるという意味に過ぎない。

「第2.1(3)」及び「第2.1(4)」について、本訴被告(反訴原告)の主張は「捏造」や「一切発言していない」という表現の意味次第の単なる言葉遊びに過ぎない。

本訴被告(反訴原告)は、本訴原告(反訴被告)が元発言を認識せずに提訴をしたと思い込んでいるが、全くそんなことはなく、当然認識した上で提訴している。そもそも、本訴被告(反訴原告)が誤った要約ポストをした直後から、何度もそのような発言はしていないとX上で指摘してきたことである。

その上で、被告が拘っている点は、はなから法的には全く無意味な議論である。

すなわち、本訴原告(反訴被告)の請求原因事実は、本訴被告(反訴原告)による①及び②の要約ポストにより本訴原告(反訴被告)がそのような発言をしたという事実摘示と、それにより本訴原告(反訴被告)の社会的評価が低下させられることであり、これに対して、本訴被告(反訴原告)の抗弁事由たる違法性阻却事由の一つが真実性である。

そして、真実性の有無の判断について、本訴被告(反訴原告)による①及び②の要約ポストで述べられている本訴原告(反訴被告)の発言があったという事実摘示に対して、実際の本訴原告(反訴被告)の元発言により真実性が認められるかという問題であって、最初から要約ポストと元発言が同一性を有すると言えるかが主要事実である。要約ポストとは同一性のない元発言が一応はあったのか否かは、周辺的な事情に過ぎず、それがあろうとなかろうと法的には何ら結論に影響しない話である。

2 「第 2.2」について

「第 2.2(1)」について、第一段落は「～視聴したところ」は不知で、その余は否認する。第二段落は否認ないし不知または争う。

「第 2.2(2)」について、第一段落は不知、第二段落は否認する。

3 「第 2.3」について

「第 2.3(1)ア」及び「第 2.3(1)イ」について、認める。「第 2.3(1)ウ」について、否認ないし争う。

「第 2.3(2)ア」について、「というものである。」までは認め、その余は否認ないし争う。

「第 2.3(2)イ」について、否認ないし争う。刑事告発は、起訴という国家権力を発動させるきっかけであることが最も重要な要素であり、その趣旨からすれば空振りや成績とは、起訴されているか、それ以外かの二択を示す表現でしかない。本訴被告（反訴原告）が、起訴に至っていないのみならず、不起訴にまでなったか否かに拘っているのは、刑事告発を起訴に至るか否かだけではなく、起訴か不起訴かというまさに自身が定義する成績に執着して脳内変換しているせいであろう。

「第 2.3(3)ア」について、争う。

「第 2.3(3)イ」について、争う。本訴被告（反訴原告）の考えや表現方法が唯一正しいものではない。少なくとも複数の合理的な解釈が存在し得るものであって、要約ポストと元発言の同一性がないことを前提とする提訴が妨げられるものではない。

しかも、本訴被告（反訴原告）は兵庫県知事の斎藤元彦氏及び一般私企業を被告発者として刑事告発をした上、記者会見を開いたり、YouTube 番組等に度々出演したりしつつ、「買収、被買収罪が成立することは明らかだ」と言い回り、斎藤知事のみならず一般私企業の社

会的地位を貶め、社会的に抹殺しまっているが、本訴被告（反訴原告）はこのような政治家や公職選挙法絡みの刑事告発を重ねており、その場合には捜査についても他の事件に比べて迅速性が求められるのであって、相当期間経過しても起訴がされていない案件については、結局、十分な嫌疑を根拠づけられる合理的根拠や具体的な証拠がないにも関わらず刑事告発をしたに等しく、これは空振っていると評するに値する。

むしろ、本訴被告（反訴原告）のように刑事告発時に自らそれを公表して騒ぎ立てておきながら、相当期間経過しつつも単に不起訴が確定していないからといってまだどうなるかわからないという抽象論を展開するのは言い訳に等しい。

「第 2.3(3)ウ」について、争う。本訴被告（反訴原告）が主張している本訴原告（反訴被告）の発言は、3 時間ものライブ配信において様々な発言が出た中の一つに過ぎないし、ただの意見論評である。

このライブ配信の唯一の目的は、本訴被告（反訴原告）が斎藤知事及び一般私企業にした刑事告発により、起訴及び有罪となるかであるが、当時、斎藤知事らへの批判が殺到しており、本訴原告（反訴被告）はこれらの一方的な批判を沈静化させて冷静な世論形成を促すために、本訴被告（反訴原告）の刑事告発は決して必ず起訴に至るものではないことを説明しようとしたのである。そのため、本訴被告（反訴原告）の刑事告発が全て起訴されるわけではないことを、実績を元に説明することに主眼があり、本訴被告（反訴原告）の定義する成績などどうでも良いことだった。

だからこそ、本訴被告（反訴原告）の過去の刑事告発について、起訴されていないものがあるということを示せば足りるので、上記の趣旨の発言をしていたに過ぎない。

「第 2.3(4)」について、争う。

4 「第 2.4」について

「第 2.4(1)」について、本訴原告（反訴被告）の元発言及び本訴被告（反訴原告）の要約ポストの各内容は認め、その余は否認ないし争う。

「第 2.4(2)ア」について、本訴被告（反訴原告）が主張するとおり、本訴原告（反訴被告）の元発言は一般論に過ぎない。

「第 2.4(2)イ」について、否認ないし争う。

「第 2.4(3)ア」について、本訴原告（反訴被告）の発言内容は認めるが、これは単に本訴被告（反訴原告）に対する正当な批判的意見に過ぎない。

「第 2.4(3)イ」ないし「第 2.4(3)オ」について、本訴原告（反訴被告）の発言内容は認め、その評価は争う。

本訴原告（反訴被告）は、本訴被告（反訴原告）が一般論として斎藤知事を批判しがちな立場に置かれていることを述べつつ、意識的に本訴被告（反訴原告）ではない第三者について大手マスメディアに媚びて仕事欲しいと思っている人達がいるとの一方的な感想を漏らした上、また、別個独立の意見として、本訴被告（反訴原告）に対して刑事告発が起訴に至らなかった場合、すなわち十分な嫌疑がないのに斎藤知事及び一般私企業を刑事告発したのみならず、記者会見や YouTube 番組では斎藤知事らが犯罪者であるかのように煽り立てた責任をどう考えるのかといった批判的な問いかけをしているに過ぎない。

本訴原告（反訴被告）は、本訴被告（反訴原告）の内心の意図など知る由もないため、本訴被告（反訴原告）には一般論を述べたこと及

び問いかけをしたのみで、勝手に内心の意図まで決めつけて述べることは控えている。

他方、第三者の内心の意図まで評価した上、「大手のマスメディアに媚びて、仕事欲しいと思ってる」という表現を用いる場合には、誰のことも特定せず、抽象的に「そこにコメントしてる弁護士とかも」「やつら」と述べるにとどめている。

このように、本訴原告（反訴被告）が本訴被告（反訴原告）に対して一般的な立場を述べている部分と、抽象的な第三者に関してマスコミに付度しているといった趣旨を述べている部分と、再び本訴被告（反訴原告）の刑事告発について批判的な問いかけをしている部分はいずれも独立した別個の対象について意見を述べているものであって、それらを一緒くたに評価すべきものではない。

特に、本訴原告（反訴被告）が抽象的な第三者に関してマスコミに付度しているといった趣旨を述べた後には、当該ライブ配信の対談相手の友人から疑問が投げかけられたのを察知して、とっさに再び本訴被告（反訴原告）の刑事告発について批判的な問いかけをし出しており、これらが一つずつ独立した趣旨の話であることは明らかである。

それにもかかわらず、本訴原告（反訴被告）が述べた「そこにコメントしてる弁護士とかも」「やつら」の中に、本訴被告（反訴原告）が含まれると考えるか否かは、単に本訴被告（反訴原告）がそのような人物であるか否かの聞き手の評価の問題であって、文脈から直ちに本訴被告（反訴原告）をも指して述べていると理解できるものではない。

ましてや、本訴被告（反訴原告）が指摘する本訴原告（反訴被告）の「ほんとそらそうで～取れるんですかと。」といった発言部分についても、本訴被告（反訴原告）が刑事告発をしたこと自体ではなく、

「現時点での証拠で斎藤さんに犯罪が成立すると判断できると言い切ってる」ことを問題視しているに過ぎず、この点においても、マスコミに付度して刑事告発をしたことまで言及しているとは到底読み取れない。せいぜい斎藤知事への批判を強めたといった程度の意味合いにしか理解できず、到底、②の要約ポストと元発言には同一性はなく、真実性は認められない。

これは、本来、刑事告発は一定の嫌疑があればしても良く、これ自体は批判されるものではないからであって、本訴原告（反訴被告）の発言の趣旨は、本訴被告（反訴原告）が記者会見を開いたり、YouTube 番組に度々出演して、斎藤知事のみならず一般私企業の社会的評価まで貶める発言を繰り返している表現行為を批判する趣旨だったからである。

少なくとも、本訴原告（反訴被告）の元発言と、本訴被告（反訴原告）の要約ポストとの間に同一性は認められるかについては、複数の合理的な解釈が存在し得るものであって、要約ポストと元発言の同一性がないことを前提とする本件提訴が違法行為と認定されるものではない。

5 「第 3.1(1)」について

本訴被告（反訴原告）は「捏造」という表現に拘っているが、本訴原告（反訴被告）は一度もそのような単語で表現したことはない。単に「原告はこのような発言は一切していない」と主張したのみであり、これは真実性が認められる発言は一切していないという意味に過ぎない。

本訴原告（反訴被告）は、当然自身のライブ配信を確認した上で、到底真実性は認められない発言をしたとの虚偽の事実摘示がされたと考えたため、提訴に至っている。

そして、要約ポストに対して、元発言をもって真実性が認められるか否かは合理的に複数の解釈があり得るのであって、これをもって違法性のある提訴とは言えない。

6 「第 3.1(2)」について

「第 3.1(2)ア」、「第 3.1(2)イ」、「第 3.1(2)ウ(ア)」及び「第 3.1(2)ウ(イ)」について、本訴原告（反訴被告）の発言内容は認めるが、本訴が本訴原告（反訴被告）の被害回復という動機があることに変わりはない。本訴被告（反訴原告）は、本訴原告（反訴被告）の提訴の目的がプロモーションであるなどと述べているが、それは結果論に過ぎない。なぜなら、本訴原告（反訴被告）が提訴したところで、それに対して世間的に注目を浴びるようになるためには本訴被告（反訴原告）からの反応や協力が必要であって、今回のように反訴されて記者会見まですることを予測することなどできないからである。

実際、本訴原告（反訴被告）は、以前から要約ポストは元発言とは法的に異なる評価をもたらすものであり、むしろ本訴原告（反訴被告）の名誉権侵害になることを指摘し、本訴被告（反訴原告）に対して、Xでの抗議を繰り返しており、最近になって急にこの点を問題にし出したわけではない。

「第 3.1(2)ウ(ウ)」については、たまたま本訴被告（反訴原告）から反訴がされたため、これは結果的に注目を浴びるきっかけになるという効果について意見しているに過ぎず、本訴提起時にこのような事態になることが想定できたわけではない。

「第 3.1(2)ウ(エ)」については、いずれも争う。仮にこのような動機が含まれていたとしても、被害回復とあわせて複数の動機や副次的な効果があることを認識して提訴することが、違法行為になるとは言えない。

「第 3.1(2)ウ(オ)」及び「第 3.1(2)ウ(カ)」については、本訴原告（反訴被告）の発言内容は認めるが、その評価は争う。本訴被告（反訴原告）の刑事告発は当初から憶測と過程に基づく出鱈目なもので、構成要件該当事実を充足する合理的かつ客観的根拠はどこもなかった。

なお、被告が提出している乙第 8 号証の 1 及び 2 は、それぞれ証拠説明書中の作成日付は誤っていると思われる。

また、本訴原告（反訴被告）は、反訴が認められたら「弁護士資格返納します」とまで明言している。このような発言をしたところで、法的義務が生じるわけではないが、そのような事態になれば相当な批判を受けることは容易に想定できるのであって、それにもかかわらずこのような発言をしているのは、本件請求に全く根拠がない等といった不当なものとは到底言えないと自負しているからである。

また本訴被告（反訴原告）は本訴原告（反訴被告）が民事裁判をショーにしていると批判しているが、本訴被告（反訴原告）こそ本件反訴を用いて記者会見を開き、世間に自己アピールしているのであって、それこそアピール目的の提訴である。提訴自体と、それに付随して裁判外でどのような表現行為をするかは全く独立した別個の行為であって、当該請求の違法性に影響するものではない。

7 「第 3.1(3)」について

「第 3.1(3)ア」について認める、「第 3.1(3)イ」について争う。弁護士が依頼者の代理人となる行為自体は憲法上直接保障されている権利ではない一方、弁護士が当事者となる場合には、自身の憲法上の権利である裁判を受ける権利の行使の場面となるのであって、弁護士であっても代理人として提訴するよりも、原告本人として提訴することの方が幅広い権利行使が許されるべきである。

「第 3.1(3)ウ (ア)」について、本訴原告（反訴被告）が複数の提訴を行なったことは事実であるが、それぞれの大半は本訴原告（反訴被告）の SNS での発言が問題となったものではない。

「第 3.1(3)ウ (イ)」について、本訴原告（反訴被告）の請求が棄却されたことは認めるが、他方、本訴被告（反訴原告）が指摘していないだけで、本訴原告（反訴被告）が当事者となって請求が認められた案件も複数ある。

また、本訴原告（反訴被告）がそれらの提訴について SNS でアピールしたことはない。むしろ SNS では何ら発信せずに淡々と裁判をしており、当時、提訴することや裁判内容を自ら公表したことはほぼない。

「第 3.1(3)ウ (ウ)」について、本訴原告（反訴被告）の発言自体は認めるが、これらは各裁判から何年も経過してから、あくまでもバラエティの趣旨の YouTube 番組において、結果論を話したに過ぎないし、本件提訴に一定の合理性があることに変わりはない。

しかも、本訴被告（反訴原告）が指摘している裁判はいずれも令和は 2 年頃のものであり、今から 5 年も前のものであって、本件裁判とは何の連続性もなく、到底、不当な提訴を頻発させているといった評価にはならない。

「第 3.1(3)ウ (エ)」について、本訴原告（反訴被告）の発言自体は認めるが、その評価は争う。根拠が薄弱というのは本訴被告（反訴原告）の感想に過ぎない。一つ一つの裁判に一定の合理性があれば、それをいくら重ねたところで、不当な提訴とは言えない。単にそれだけ違法行為となる可能性のあるトラブルが多発しているだけの話である。

「第 3.1(3)ウ (オ)」について、争う。結局、本诉被告（反訴原告）が主張しているのは、提訴とは独立した本訴原告（反诉被告）の発言が許せないというだけの話であって、実際の提訴行為で言えば、約 5 年も前に本訴原告（反诉被告）が弁護士らを提訴した 5 件で敗訴したことがあるというだけであって、このことをもって本件請求が不当であるとは到底言えない。

8 「第 3.1(4)」について

争う。

9 「第 3.2(1)」について

争う。

本诉被告（反訴原告）の刑事告発が起訴されていなくても、さらには不起訴に至っていたとしても、そもそも捜査権限のない本诉被告（反訴原告）が刑事告発をした場合に必ずしも起訴されるわけではないのは当然であって、本诉被告（反訴原告）の社会的評価には影響しない。

斎藤知事らに対する刑事告発については、本诉被告（反訴原告）が単に刑事告発をするのみならず、買収罪が成立することは明らかとまで名言していることから、それにもかかわらず起訴されなければ、本诉被告（反訴原告）は見通しの悪い無能な弁護士であるとの社会的評価を受ける可能性はあるが、単に一般的に刑事告発が起訴されなかったり不起訴に終わったりしただけでは、そのような評価には至らない。本诉被告（反訴原告）の社会的地位が低下するとすれば、刑事告発に付随して行なった表現行為のせいである。

10 「第 3.2(2)」について

否認ないし争う。

本訴原告（反訴被告）がYouTube ライブで発言したのは、要約ポストの内容ではなく、元発言である。そして、これらは本訴被告（反訴原告）が刑事告発をしたものの中で起訴に至っていないものがあることと、本訴被告（反訴原告）が地上波に出演経験のある弁護士であるという事実が発言の根拠となっているだけであって、これらは本訴被告（反訴原告）が自認している。

よって、本訴原告（反訴被告）の元発言によっては、本訴被告（反訴原告）の社会的評価は低下しない。

11 「第 3.2(3)」について

争う。

本訴原告（反訴被告）は斎藤知事が立件されなかった場合に、その責任（少なくとも道義的責任）をどう考えるのかを本訴被告（反訴原告）に問うているだけで、それがマスコミに付度した結果であるといった話は一切していない。

そして、本訴被告（反訴原告）自身、刑事告発とは一定の嫌疑があれば誰でもしても良いもので、その結果不起訴になっても仕方がなく、責任を負うようなものではないといった趣旨の発言をしており、本訴原告（反訴被告）からこのように問われたからといって、本訴被告（反訴原告）の社会的評価には影響しない。

12 「第 3.2(4)」について

否認ないし争う。

本訴被告（反訴原告）は甲第 3 号証のポストにおいても、「最近では、テレビ出演は、BS 朝日の田原総一朗氏の激論クロスファイアにごくたまに出演する程度です。」と述べている。

そして、本訴原告（反訴被告）の元発言は、本訴被告（反訴原告）がマスコミと親和性のある弁護士であるという趣旨を述べるものであ

って、本訴被告（反訴原告）が刑事告発後に地上波に出演したか否かだけが問題となるわけではない。少なくともこの頃に至るまでに地上波と一定の付き合いがあったのであれば、前提となる事実の重要な部分は真実であると言える。

もっとも、すでに述べたとおり、本訴原告（反訴被告）の元発言は、そもそも本訴被告（反訴原告）に関する一般論を感想として述べるに過ぎず、本訴被告（反訴原告）の社会的評価に影響を及ぼすものではない。

第2 損害論について

本訴被告（反訴原告）は、本訴原告（反訴被告）による本訴提起を受けたことによる精神的損害が金 250 万円を下らないと主張している。

しかし、本訴の請求額はわずか金 30 万円であり、仮に請求を認諾したり、一切反論をせずに請求がそのまま認められたりしたとしても、支払額の上限は請求額に留まる。

それにもかかわらず、金 250 万円にも相当する精神的苦痛を被ったとは言えず、あるいは、そのような精神的苦痛には因果関係が認められない。

以上